事　務　連　絡
令和３年８月３日

保護者の皆様へ

福生市子ども家庭部子ども育成課長

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」の期間延長に伴う
感染防止対策の徹底について（お願い）

日頃から、福生市の保育所等の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策を徹底してくださっている保護者の皆様に、重ねてお礼申し上げます。

このことについて、令和３年７月30日（金）、東京都内において「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」の期間が延長されました。

市内の保育所等につきましては、感染予防・拡大防止の対策を徹底した上で、原則として通常どおり開所いたします。

保護者の皆様におかれましても、引き続き、園児の健康管理や御自宅の衛生管理をこれまで以上に徹底していただきますようお願いいたします。

また、午後７時以降の延長保育を利用されている方につきましては、勤務先等と御相談をいただき、できる限り利用を控えていただくようお願いいたします。

１　緊急事態措置の期間

令和３年７月12日（月）から８月31日（火）まで

２　情報共有の徹底について

園児や保護者等が、新型コロナウイルス感染症に関して、次に当てはまる場合は、直ちに保育所等に連絡して情報共有を図っていただきますようお願いいたします。

① 感染が判明した場合
② 濃厚接触者に特定された場合
③ ＰＣＲ検査の対象者となった場合

３　その他

（１）園児の体調には十分留意し、体調不良の場合には御自宅で療養していただくなどの対策の徹底をお願いいたします。

（２）令和３年１月８日以降、臨時休園の場合を除き、保育料の日割減額は実施しないこととしています。

（３）新型コロナウイルス感染症対策として、保護者の皆様向けに、別紙のとおりその時の園児や保護者等の状況によって行っていただく対応を表にまとめました。参考にしていただき、保育所等との情報共有に努めてください。

【問合せ】

福生市子ども家庭部子ども育成課

保育係　042-551-1780（直通）

別紙

対象者	状況	対応	園児の登園の目安
園児	発熱や呼吸器症状（発熱等）がある	保育園へ連絡 登園を控える	発熱等なくなって 24 時間以上経過
	発熱等のため、病院を受診する	保育園へ連絡 登園を控える 医師の指示に従う	ＰＣＲ検査を受けない場合は、発熱等なくなって 24 時間以上経過
	濃厚接触者となった	保健所の指示に従う 保育園へ速やかに連絡 保育園へ登園できない	ＰＣＲ検査を受けない場合 保育園へ速やかに連絡 医師及び保健所の指示に従う 保健所の指定した期間が経過し、発熱等なければ登園可
			ＰＣＲ検査を受けて陰性の場合 保育園へ速やかに連絡 医師及び保健所の指示に従う 保健所の指定した期間が経過し、発熱等なければ登園可
	ＰＣＲ検査を受ける	保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請	陰性の場合 保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請解除 発熱等なくなって 24 時間以上経過
	ＰＣＲ検査の結果、陽性であった	保育園へ速やかに連絡 保育園へ登園できない 保健所の指示に従う	園児は保健所が指定した期日まで登園できない
保護者及び同居家族（保護者等）	発熱や呼吸器症状（発熱等）がある	保育園へ連絡 登園を控える	保護者等の発熱等なくなって 24 時間以上経過
	発熱等のため、病院を受診する	保育園へ連絡 登園を控える 医師の指示に従う	ＰＣＲ検査を受けない場合は、保護者等の発熱等なくなって 24 時間以上経過
	濃厚接触者となった	保健所の指示に従う 保育園へ速やかに連絡 登園を控える（保護者等がＰＣＲ検査を受ける場合は、登園自粛要請）	ＰＣＲ検査を受けない場合 保護者等の発熱等なくなって 24 時間以上経過
			ＰＣＲ検査を受けて陰性の場合 保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請解除 保護者等の発熱等なくなって

			24時間以上経過
	ＰＣＲ検査を受ける	保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請	陰性の場合 保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請解除 保護者等の発熱等なくなって24時間以上経過
	ＰＣＲ検査の結果、陽性であった	保育園へ速やかに連絡 保育園へ登園できない 保健所の指示に従う	（園児は濃厚接触者）

※上記のほか、保健所の指示があった場合には、保健所の指示に従うものとする。